

「若年性認知症支援ガイドブック」修正箇所一覧表  
(2016. 3. 31修正)

頁	修正前	修正(予定)後
4 修正	(目次) 第5章 利用できるサービス・制度等 4. 復職・再就職を考える ③ <u>地域障害者職業センター</u>	(目次) 第5章 利用できるサービス・制度等 4. 復職・再就職を考える ③ <u>障害者職業センター</u>
5 追加		認知症を疑ったら 相談窓口 ・ <u>認知症初期集中支援チーム(ガイドp. 28)</u>
6 修正	【本ページの見方】 ◆ガイドp. O→「若年性認知症支援者ガイドブック」該当ページを示す。	【本ページの見方】 ◆ガイドp. O→「若年性認知症支援ガイドブック」該当ページを示す。
7 修正	(4段落目) 全国の若年性認知症の数は約 37,800 人であり(平成21年3月公表)、	(4段落目) 全国の若年性認知症の数は約 37,800 人であり(平成21年3月厚生労働省発表)、
13 追加	(「前頭側頭型認知症への対応」の説明の後)	(「前頭側頭型認知症への対応」の説明の後) <u>平成27年7月より、前頭側頭葉変性症が指定難病に加わりました。前頭側頭型認知症あるいは意味性認知症と臨床診断され、重症度分類に該当した場合、難病医療費助成制度の対象となります。</u> <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html</a>
14 修正	<u>レビー小体型への対応</u>	<u>レビー小体型認知症への対応</u>
21 修正	3認知症と診断された人の心理状態 本人の認知機能の~~受け止めているかには <u>差</u> がありますが、	3認知症と診断された人の心理状態 本人の認知機能の~~受け止めているかには <u>個人差</u> がありますが、
21 修正	<相談を受ける際のポイント> 【対応方法】 ・家族が病気を理解し、 <u>暖か</u> く受け止めてくれたり(後略)	<相談を受ける際のポイント> 【対応方法】 ・家族が病気を理解し、 <u>温か</u> く受け止めてくれたり(後略)

22 修正	認知症疾患医療センター 認知症を専門とする医師がおり、～、全国で <u>250</u> か所設置されており(平成 <u>25</u> 年2月現在)、	認知症疾患医療センター 認知症を専門とする医師がおり、～、全国で <u>336</u> か所設置されており(平成 <u>28</u> 年2月末現在)、
26 追加	5 治療薬 アルツハイマー病に対しては～、アリセプトとの併用も可能です。 これらの薬は病気の進行を緩やかにするものであり、	5 治療薬 アルツハイマー病に対しては～、アリセプトとの併用も可能です。 <u>なお、平成26年9月からは、レビー小体型認知症に対してもアリセプトが使えるようになりました。</u> これらの薬は病気の進行を緩やかにするものであり、
26 追加	(リバスタッチ、イクセロンの用法) 1日1回皮膚に貼付 4.5mgから4週間ごとに増量し、18mgまで	(リバスタッチ、イクセロンの用法) 1日1回皮膚に貼付 4.5mgから4週間ごとに増量し、18mgまで <u>あるいは4週間で18mgとすることもできる</u>
28 追加	(「遺伝について」の説明の後)	(「遺伝について」の説明の後) <u>認知症初期集中支援チーム</u> <u>介護や医療の専門家によるチームで、家族や周囲の人から訴えを受けて、認知症が疑われる人を訪問し、次のような支援をします。</u> <u>・認知症かどうかを評価し、適切な医療機関の受診を促す</u> <u>・適切な介護サービスを提供する</u> <u>・生活環境を改善し、ケアについて助言する</u> <u>・介護者と情報を共有し、介護者の負担を軽減する</u>
31 修正 削除	3 車の運転 (3段落目) 警察署や免許センターには、運転技能や運転免許についてなど、運転にかかわる全般的な、運転適性相談窓口があり、認知症やその他の病気のために運転に不安がある場合などに、免許の更新について相談で	3 車の運転 (3段落目) 警察署や免許センターには、運転技能や運転免許についてなど、運転にかかわる全般的な、運転適性相談窓口があり、認知症やその他の病気のために運転に不安がある場合などに、免許の更新や <u>運転の継続に</u>

	<p>きます。また、シニアドライバーガイドブックの「認知症と運転 チェックリスト」  <del>(<a href="http://y-ninchisyOtol.net./04/drive_r.pdf">http://y-ninchisyOtol.net./04/drive_r.pdf</a>) もご活用ください。</del></p>	<p>ついて相談できます。  <u>(左の部分削除)</u></p>
31 修正	<p>代わりになる身分証明について  認知症のため、運転免許証の更新をしない場合、一般的には、健康保険証やパスポートなどが代りになります。<u>写真付き住民基本台帳カード(住基カード)を取得すると、本人確認が必要なときに、公的な身分証明書として利用することもできます。住基カードは、お住まいの市区町村の住基カード発行窓口で発行してもらえます。市区町村によって発行窓口が異なる場合があります。</u></p>	<p>代わりになる身分証明について  認知症のため、運転免許証の更新をしない場合、一般的には、健康保険証やパスポートなどが代りになります。<u>また、運転免許証を返納すると希望者には「運転経歴証明書」が交付されます。写真付き住民基本台帳カード(住基カード)も、本人確認が必要なときに、公的な身分証明書として利用することができます。平成28年1月からは、マイナンバー制度に基づく「個人番号カード」も住基カードと同様に公的な身分証明書として利用できます。「個人番号カード」を取得した場合、住基カードは返納する必要があります。</u></p>
32 修正	<p>全国若年性認知症家族会・支援者連絡協議会</p>	<p>全国若年認知症家族会・支援者連絡協議会</p>
32 修正	<p>カフェなどの交流会  認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)の中でも提唱されたもので、認知症の本人だけでなく、家族、地域の人気軽に集まれるサロンのようなものであり、各地で少しずつ増えてきています。デイサービスなどへは、“認知症の人”として行くのに対し、カフェには、“1人のひと”として行きたいときに行けて、家族や地域の人と交流することができます。</p>	<p>カフェなどの交流会  認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の中でも提唱されている。認知症カフェは、認知症の本人だけでなく、家族、地域の人や専門家が気軽に集まれる場所です。デイサービスなどへは、“認知症の人”として行くのに対し、カフェには、“1人のひと”として行きたいときに行けて、本人や家族、地域の人、専門家と交流することができ、相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことができます。</p>
33 修正	<p>地域包括支援センター  全国に4,328か所あり(平成24年4月現在)、</p>	<p>地域包括支援センター  全国に4,557か所あり(平成26年4月現在)、</p>
33	<p>東京都若年性認知症総合支援センター</p>	<p>(左の部分削除)</p>

削除 追加	<p>記載内容</p> <p>*その他の道府県に若年性認知症の相談センターが設置されている場合があります。</p>	<p><u>若年性認知症支援コーディネーター</u></p> <p>平成29年度末までに、全国の都道府県ごとに配置され、若年性認知症の人やその家族などからの相談に応じ、適切な制度・サービスを紹介するだけでなく、本人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整を行います。</p> <p><u>基幹相談支援センター</u></p> <p>市町村に設置され、障害者等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に対応します。</p> <p><u>(自立支援)協議会</u></p> <p>地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制を構築し、障害者等に必要な支援を行います。</p>
3 4 修正	<p>2会社に勤務している場合</p> <p>*認知症と診断された場合、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。</p>	<p>2会社に勤務している場合</p> <p>*認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定された場合、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。</p>
3 4 修正	<p>① 企業の障害者雇用</p> <p>企業の障害者雇用の割合は、平成25年4月1日から改正され、一般企業では2.0%以上、特殊法人と国・地方公共団体では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%以上になりました。現在、就労中で障害者手帳を取得している場合は、会社に相談します。退職後、障害者雇用を希望する場合はハローワークに相談します。</p>	<p>①企業の障害者雇用</p> <p>企業の障害者雇用率制度により、一般企業では常時雇用している労働者の2.0%以上、特殊法人と国・地方公共団体では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。現在就労中で障害者手帳を取得している場合は、会社に相談します。退職後、障害者雇用を希望する場合はハローワークに相談します。</p>
3 4 追加		<p>②企業の介護休業制度</p> <p>家族を介護する人は、会社に申し出ることにより、介護休業、介護休暇、短時間勤務、時間外労働の制限、深夜労働の制限を</p>

		利用することができます。
3 4 削除	(若年性認知症ハンドブックの説明) 内容の概要 ・若年性認知症に関する基礎知識 ・(中略) ・相談窓口やインターネットサイトの紹介	(若年性認知症ハンドブックの説明) <u>(内容の概要をすべて削除)</u>
3 5 修正	②傷病手当金	③傷病手当金
3 5 削除	傷病手当金の支給額は？ 1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額が支給されます。	<u>(左の部分を削除)</u>
3 5 削除	傷病手当金はいつまで受けられますか？ 傷病手当金が支給される期間は、支給が開始された日から最長1年6か月です。 ※1年6か月分が支給されるということではありません。	<u>(左の部分を削除)</u>
3 6 修正 削除	退職後、引き続き傷病手当金は受けられますか？ <u>資格喪失の日の前日(退職日)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日に、傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、退職後も引き続き傷病手当金を受けられます。(資格喪失後の継続給付といいます。)</u> <u>老齢厚生年金や退職共済年金を受給しているときは、傷病手当金は受給できません。ただし、年金額の360分1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。</u> (中略) <u>④退職日に出勤すると、傷病手当金(継続給付)は受けられなくなります。</u>	退職後、引き続き傷病手当金は受けられますか？ <u>退職日(資格喪失の前日)まで、被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、退職後も引き続き傷病手当金を受けられます(資格喪失後の継続給付といいます)。</u> <u>老齢厚生年金を受給しているときは、傷病手当金は受給できません。ただし、年金額が低いときは、その差額が支給されることがあります。</u> <u>(左の部分を削除)</u>
3 7 修正	③障害者手帳 身体障害者手帳 「視覚障害」「肢体不自由」などの身体の障害があり、生活に支障を来す場合に申請	④障害者手帳 身体障害者手帳 「視覚障害」「肢体不自由」などの身体の障害があり、生活に支障を来す場合に申請

	できます。(中略) <u>障害が固定、あるいは6か月以上続いている場合に申請できません。</u>	<u>することができます。(中略) 一定以上の障害があり、永続すると考えられる場合に申請できます。</u>
37 修正	精神障害者保健福祉手帳 認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障を来す場合、 <u>必要なサービスを受けるための条件があることを証明するための手帳であり、1級から3級まであります。</u> (中略) 6か月経過した時点での障害の程度で決められます。	精神障害者保健福祉手帳 認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障を来す場合に <u>申請できます。</u> 医療機関に該当する疾患で初めてかかった日(初診日)から6か月経過した <u>以後での障害の程度で決められます。</u>
37 削除	障害者手帳 申請手続き 障害者手帳申請書、診断書(初診日から <u>6か月を経過した以後の日に作成されたもの</u> )等が必要です。	障害者手帳 申請手続き 障害者手帳申請書、診断書が必要です。
37 修正	④自立支援医療制度 認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割に軽減されます。 <u>ただし、世帯の所得や～</u> 申請手続き → <u>都道府県が支給決定</u>	⑤自立支援医療 認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割に軽減される場合があります。 <u>なお、世帯の所得や～</u> 申請手続き → <u>都道府県(または政令指定都市)が支給認定</u>
37 修正	障害者総合支援法のサービス利用について <u><a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/syougaihoken/dl/9.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/syougaihoken/dl/9.pdf</a></u> (平成24年度版)	障害福祉サービスの利用について <u><a href="http://www.syakyo.or.jp/business/pdf/pamphlet_h2704.pdf">http://www.syakyo.or.jp/business/pdf/pamphlet_h2704.pdf</a></u> (平成27年4月版)
38 修正	⑤障害年金	⑥障害年金 (内容を全部修正)

	<p style="text-align: center;"><b>各障害年金とその該当者</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <b>障害基礎年金</b>            国民年金加入者  <small>(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)</small> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <b>障害厚生年金</b>            厚生年金保険加入者  <small>(会社員など)</small> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <b>障害共済年金</b>            共済年金加入者  <small>(公務員など)</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;"><b>申請先</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">市区町村役場 年金事務所</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年金事務所</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">各共済組合</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; padding: 5px;"><b>いつから申請できるか</b></p> <p style="text-align: center; padding: 5px;">初診日* から起算して1年6か月経過した日 または 1年6か月以内に症状が固定した日</p> <p style="font-size: small; padding: 5px;">*初診日を確認します：障害の原因となった傷病について、初めて医師等の診察を受けた日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*国民年金の場合は、保険料納付要件を確認しましょう。</li> <li>*障害の状態によって、障害年金の金額が異なります。</li> <li>*障害年金と障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）の等級の認定基準は異なります。</li> <li>*障害厚生年金には、「障害手当金（一時金）」の制度があります。</li> <li>*障害厚生年金には、「障害者特例」があります。</li> </ul> <p style="font-size: x-small; padding: 5px;">日本年金機構ホームページ <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html">http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html</a></p>	<b>障害基礎年金</b> 国民年金加入者 <small>(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)</small>	<b>障害厚生年金</b> 厚生年金保険加入者 <small>(会社員など)</small>	<b>障害共済年金</b> 共済年金加入者 <small>(公務員など)</small>	<b>申請先</b>			市区町村役場 年金事務所	年金事務所	各共済組合	<p style="text-align: center;"><b>各障害年金とその該当者</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <b>障害基礎年金</b>            国民年金加入者  <small>(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)</small> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <b>障害厚生年金</b>            厚生年金保険加入者  <small>(会社員、公務員など)</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"><b>請求先</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">市区町村役場 年金事務所</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年金事務所 公務員は各共済組合</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; padding: 5px;"><b>いつから請求できるか</b></p> <p style="font-size: small; padding: 5px;">1年6か月目に障害の程度を認定</p> <p style="font-size: x-small; padding: 5px;">*障害基礎年金が受けられるかどうかは、障害認定日に障害等級に該当するかどうかによって決まります。この障害認定日は、その障害の原因となった傷病の初診日から1年6か月たった日か、それ以前に病状が固まったときはその日になっています。</p> <p style="font-size: x-small; padding: 5px;">*症状が一進一退するような病気の場合、1年6か月たった日に軽くて障害等級に該当しなくても、その後65歳までは重くなれば請求して年金が受けられます。</p>	<b>障害基礎年金</b> 国民年金加入者 <small>(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)</small>	<b>障害厚生年金</b> 厚生年金保険加入者 <small>(会社員、公務員など)</small>	<b>請求先</b>		市区町村役場 年金事務所	年金事務所 公務員は各共済組合
<b>障害基礎年金</b> 国民年金加入者 <small>(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)</small>	<b>障害厚生年金</b> 厚生年金保険加入者 <small>(会社員など)</small>	<b>障害共済年金</b> 共済年金加入者 <small>(公務員など)</small>															
<b>申請先</b>																	
市区町村役場 年金事務所	年金事務所	各共済組合															
<b>障害基礎年金</b> 国民年金加入者 <small>(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)</small>	<b>障害厚生年金</b> 厚生年金保険加入者 <small>(会社員、公務員など)</small>																
<b>請求先</b>																	
市区町村役場 年金事務所	年金事務所 公務員は各共済組合																
<p>39 修正</p>	<p>⑥給料が支払われないとき 社会保険料</p> <p>社会保険に加入している事業所に勤務している人は、給料が支払われなくても社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）を支払わなければなりません。</p> <p>社会保険料は、<del>会社と従業員が「標準報酬月額表」で決められている保険料を2分の1ずつ負担して、会社が保険料をまとめて毎月納付しています。給料の支払いがなくても、従業員でいる間は、自己負担分の保険料を会社に支払わなければならないのです。</del></p>	<p>⑦給料が支払われないとき 社会保険料</p> <p>社会保険に加入している事業所に勤務している人は、<u>給与・賞与から社会保険料が天引きされています。病気やけがで会社を休み、給料が支払われなくても社会保険料（健康保険料＋厚生年金保険料）は支払わなければなりません。</u></p>															
<p>39 修正 削除</p>	<p>雇用保険料</p> <p>雇用保険料も、会社と従業員が保険料を2分の1ずつ負担していますが、支払われた給料（総額）に一定の保険料率を掛けて計算するので、給料が0であれば、保険料も0になり、支払う必要はありません。休職中で、保険料を支払わなくても、雇用保険の被保険者であることは変わりありません。</p> <p>毎年4月1日の時点で、64歳以上の人</p>	<p>雇用保険料</p> <p><u>雇用保険料は、支払われた給料（総額）に一定の保険料率を掛けて計算するので、給料が0であれば、保険料は支払う必要はありません。休職中でも、雇用保険の被保険者であることは変わりありません。</u></p>															

	は、雇用保険料は引かれませんが、	
39 修正	⑦医療費や介護費が高額になったとき 高額療養費 医療機関や薬局で支払う自己負担額が1か月単位で一定額を超えた場合には、その超えた金額を支給する制度です。事前に「認定証」を入手し、窓口に出せば、自己負担限度額を超えた分を支払う必要はありません。 ⇒「認定証」手続き：	⑧医療費や介護費が高額になったとき 高額療養費 医療機関や薬局で支払う自己負担額が1か月単位で一定額を超えた場合には、その超えた金額を支給する制度です。事前に「限度額適用認定証」を入手し、窓口に出せば、自己負担限度額を超えた分を支払う必要はありません。 ⇒「限度額適用認定証」手続き：
39 修正	高額医療、高額介護合算療養費制度 同じ世帯内で同一の医療保険に加入している人で、1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計が一定の額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。	高額医療、高額介護合算療養費制度 同じ世帯内で同一の医療保険に加入している人で、毎年8月から翌年7月までの1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計が一定の額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。
40 修正	①年金 「年金事務所および年金相談センター」 <u>日本年金機構ホームページ</u> <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html">http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html</a>	①年金 問い合わせ：日本年金機構ホームページ (全国の相談・手続き窓口) <a href="http://www.nenkin.go.jp/">http://www.nenkin.go.jp/</a>
40 修正 追加	②健康保険 1)現在の保険を一定の条件で任意継続する(最長2年まで) 問い合わせ：「協会けんぽ」都道府県支部 <u>「協会けんぽ」ホームページ</u>  3)家族の健康保険に加入し、被扶養者になる 保険料の負担はありません。 (追加)	②健康保険 1)現在の保険を一定の条件で任意継続する(最長2年まで) 問い合わせ：「全国健康保険協会」都道府県支部または「健康保険組合」 <u>「全国健康保険協会」ホームページ</u>  3)家族の健康保険に加入し、被扶養者になる 保険料の負担はありません。 問い合わせ：家族が勤務する会社
40 修正 削除	③雇用保険 会社を退職したあと、失業給付(基本手当)を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、「求職活動」をして、	③雇用保険 会社を退職したあと、失業給付(基本手当)を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、 <u>受給資格の決定を受</u>



	<p>「失業の認定」を受ける必要があります。      病気などで求職活動がすぐにできない場合は、<u>引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して1か月以内に、ハローワークに届け出ることにより、失業給付の受給期間を延長することができます。</u></p> <p>ハローワークインターネットサービス～</p>	<p>けた後、「失業の認定」等を受ける必要があります。      失業給付（基本手当）の日数は、<u>雇用保険の被保険者であった期間および離職の理由などで決定されます。</u>      病気などで<u>職業に就くことができない場合は、失業給付（基本手当）を受けることはできませんが、30日以上働くことができなくなった日の翌日から1か月以内に、ハローワークに受給期間延長の申請をすることにより、失業給付の受給期間を最大3年間加えることができます。</u>      問い合わせ：住居所を管轄するハローワーク  <u>（左の内容を削除）</u></p>
<p>4 1 修正</p>	<p>④住宅ローン  <u>住宅ローンを契約する場合、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、「加入者が死亡または高度障害状態（中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を擁するものを含む）になった場合、残りの住宅ローンは全額返済を免除する」と</u>しています。</p>	<p>④住宅ローン  <u>金融機関で住宅ローンを契約する場合の多くは、団体信用生命保険への加入が借入れの条件となっています。団体信用生命保険は、住宅ローンの返済途中で、死亡・高度障害になった場合に、本人に代わって生命保険会社が住宅ローン残高を支払うというものです。例えば、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の団体信用生命保険では、「加入者が死亡または高度障害状態（中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を擁するものを含む）になった場合、残りの住宅ローンは全額返済を免除する」と</u>しています。</p>
<p>4 3 修正</p>	<p>⑥障害者総合支援法  <u>障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、（中略）「地域生活支援事業」に大別されます。</u></p>	<p>⑥障害者総合支援法  <u>障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、個々の障害のある人々の障害の支援助の度合いや勘案すべき事項を踏まえ、（中略）「地域生活支援事業」、利用者にあったサービスが提供できるよう個別支援計画等を作成する「相談支援事業」があります。</u></p>

<p>4 3 追加 削除</p>	<p>●介護に関するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>重度訪問介護</u>▶<u>重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人が対象です。</u></li> </ul> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>行動援護</u>▶(中略)危険を回避するために外出支援をします。</li> <li>・ <u>重度障害者等包括支援</u>▶<u>常時介護が必要な人に居宅介護などの福祉サービスを包括的に行います。</u></li> <li>・ <u>障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)</u>▶施設に入所している人に、入浴・食事等の介護を行います。</li> <li>・ <u>共同生活介護(ケアホーム)</u> ▶<u>夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・食事等の介護を行います。</u></li> </ul>	<p>●介護に関するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>重度訪問介護</u>▶<u>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とするものに対し、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時に移動支援などを総合的に行います。</u></li> <li>・ <u>同行援護</u>▶<u>視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。</u></li> <li>・ <u>行動援護</u>▶(中略)危険を回避するために必要な支援、外出支援をします。</li> <li>・ <u>重度障害者等包括支援</u>▶<u>介護の必要性がとて高い人に居宅介護などの複数サービスを包括的に行います。</u></li> <li>・ <u>障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)</u>▶施設に入所している人に、<u>夜間や休日、入浴・食事等の介護を行います</u> <u>(左の部分削除)</u></li> </ul>
<p>4 3 修正</p>	<p>●訓練に関するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自立訓練(機能訓練・生活訓練)</u>▶<u>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能向上のために必要な訓練を行います。</u></li> </ul>	<p>●訓練に関するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自立訓練(機能訓練・生活訓練)</u>▶<u>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。</u></li> </ul>
<p>4 4 修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>共同生活援助(グループホーム)</u>▶<u>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>共同生活援助(グループホーム)</u>▶<u>主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</u></li> </ul>
<p>4 4 追加</p>	<p>(タイトル追加)</p> <p>地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>福祉ホーム</u>▶(中略)日常生活に必要な支援をします。</li> </ul>	<p>地域生活支援事業</p> <p>地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>福祉ホーム</u>▶(中略)日常生活に必要な支援を行います。</li> </ul>
<p>4 4</p>	<p>(タイトル追加)</p>	<p>相談支援事業</p>

追加 修正	<p>(追加)</p> <p>相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域移行支援▶障害者支援施設等を利用する18歳以上の者に相談、同行支援、関係機関との調整等を行います。</u></li> <li>・ <u>地域定着支援▶居宅で単身生活する障害者を対象に、(後略)</u></li> </ul>	<p>計画相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>サービス利用支援▶障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</u></li> <li>・ <u>継続サービス利用支援▶支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。</u></li> </ul> <p>地域相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域移行支援▶障害者支援施設等を利用している障害者に対し、住居の確保や相談、外出の際の同行等の支援を行います。</u></li> <li>・ <u>地域定着支援▶居宅で単身生活する障害者等を対象に、(後略)</u></li> </ul>
4 4 修正	<p>障害福祉サービス申請と利用</p> <p>→市区町村が<u>障害程度区分</u>の認定をする</p> <p>→<u>社会活動能力や介護者の有無、居住状態</u>を調査する</p>	<p>障害福祉サービス申請と利用</p> <p>→市区町村が<u>障害支援区分</u>の認定をする</p> <p>→<u>心身の状態や家族の状況等</u>を調査する</p>
4 5 修正 削除	<p>保険料の免除制度</p> <p>国民年金の第1号被保険者は、60歳になるまで国民年金に加入して、保険料を納めなければなりません。しかし、<u>経済的に保険料の支払いが困難な場合、申請により、前年の所得に応じて保険料納付が免除される「保険料免除制度」</u>があります。</p> <p><u>退職(失業)による「特例免除」は、通常、審査対象となる本人の前年の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。</u>また、<u>障害基礎年金(あるいは障害厚生年金・障害共済年金)の1級・2級を受けているとき、生活保護法による生活扶助を受けているときは、届け出により保</u></p>	<p>保険料の免除制度</p> <p>国民年金の第1号被保険者は、60歳になるまで国民年金に加入して、保険料を納めなければなりません。しかし、<u>収入の減少や失業等により、経済的に保険料の支払いが困難な場合、申請により、国民年金の保険料が全額または一部免除されます。</u>このほか、<u>学生納付特例、失業による特例免除</u>があります。</p> <p>また、<u>障害年金の1級・2級を受けているとき、生活保護法による生活扶助を受けているときは、「法定免除」となります。</u></p> <p>問合せ窓口：市区町村の国民年金担当課</p>

	<p>除料の全額が免除される「法定免除」があります。</p> <p>— 他に、「申請免除」、「学生納付特例制度」があります。—</p> <p>— 詳しくは市区町村の国民年金担当窓口にお問い合わせください。—</p>	<p>(左の部分削除)</p>
46 修正	<p>②ハローワーク</p> <p>・各種支援対策の活用</p>	<p>②ハローワーク</p> <p>・各種支援サービスの活用</p>
46 修正 追加	<p>③地域障害者職業センター</p> <p>(中略) 就労のための相談からアフターケアまで一連の支援を行います。</p>	<p>③障害者職業センター</p> <p>(中略) 就労のための相談からアフターケアまで一連の支援を行います。全国47都道府県にあり、北海道・東京・愛知・大阪・福岡には支所も設置されています。</p>
46 削除	<p>雇用促進支援・雇用継続支援</p> <p>④事業主に対する相談・援助…全国47都道府県にあり、北海道・東京・愛知・大阪・福岡には支所も設置</p>	<p>雇用促進支援・雇用継続支援</p> <p>④事業主に対する相談・援助</p> <p>(左の部分削除)</p>
50 修正	<p>成年後見制度の手続き</p> <p>③申し立てから審判までは約4か月くらいかかり、費用は約11万円です。(後見人に対する費用は別途)</p>	<p>成年後見制度の手続き</p> <p>③申し立てから審判までは約4か月くらいかかり、費用は戸籍謄本発行手数料や収入印紙代など(15,000円)と鑑定が必要な場合は、鑑定料(5~10万円)がかかります。</p>
51 削除 修正	<p>第6章 その他</p> <p>相談窓口</p> <p>公益社団法人 認知症の人と家族の会</p> <p>東京都若年性認知症総合支援センター</p> <p>若年性認知症サポートセンター</p>	<p>(ハンドブックP48と合わせる)</p> <p>第6章 その他</p> <p>相談窓口</p> <p>(左の2団体を削除)</p> <p>全国6か所の支援コーディネーター配置の都道府県を掲載</p> <p>NPO 法人若年認知症サポートセンター</p>
52 追加	<p>③介護全般について相談したいとき</p> <p>公益社団法人 認知症の人と家族の会</p> <p>(URL 追加)</p>	<p>③介護全般について相談したいとき</p> <p>公益社団法人 認知症の人と家族の会</p> <p><a href="http://www.alzheimer.or.jp">http://www.alzheimer.or.jp</a></p>

52 追加	④ホームページ (追加)	④ホームページ <u>若年性認知症コールセンター</u> <u>【<a href="http://y-ninchisyotel.net/">http://y-ninchisyotel.net/</a>】</u> <u>若年性認知症に関する知識や情報を掲載</u> <u>しています。</u>
53 修正	サービス等の申請先 ▶障害年金 お住まいの市区町村の年金相談窓口(国民 年金) 年金事務所(厚生年金) <u>共済組合(共済年金)</u>	サービス等の申請先 ▶障害年金 お住まいの市区町村の年金相談窓口(国民 年金) <u>年金事務所・共済組合(厚生年金)</u>

2016年3月31日修正